

## 施設及び区域の提供

### 行政協定第二条に基づく施設・区域の提供

昭和27年7月の日米合同委員会において次のように合意されている。

行政協定第二条第一項に基づき米軍に提供する施設区域は、本合意の附表に掲げるものとする。但し、「保留」と記載した施設は、岡崎・ラスク交換公文に基づき引き続き使用を認める。但し折衝は継続する。附表は合同委員会を通じて変更できる。